

道路上工事現場における  
工事標示板の設置基準

令和5年度

船 橋 市

## 道路上工事現場における工事標示板の設置基準

当市が発注する道路上で行う工事現場においては、「工事標示板」を設置し工事の情報提供を行っている。

工事の目的や内容などをわかりやすく情報提供するために、「工事標示板」を下記のとおり定め、統一的な運用を図るものとする。

### 記

(道路工事の標示)

- 1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する「工事標示板」を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない。

なお、「工事標示板」の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 情報問合せ番号

発注年度と工事番号を組み合わせた情報問合せ番号を標示するものとする。

(4) 情報コード

情報コードを標示するものとする。

(5) 工事名

工事名を標示するものとする。

(6) 発注者

発注者及びその連絡先を標示するものとする。

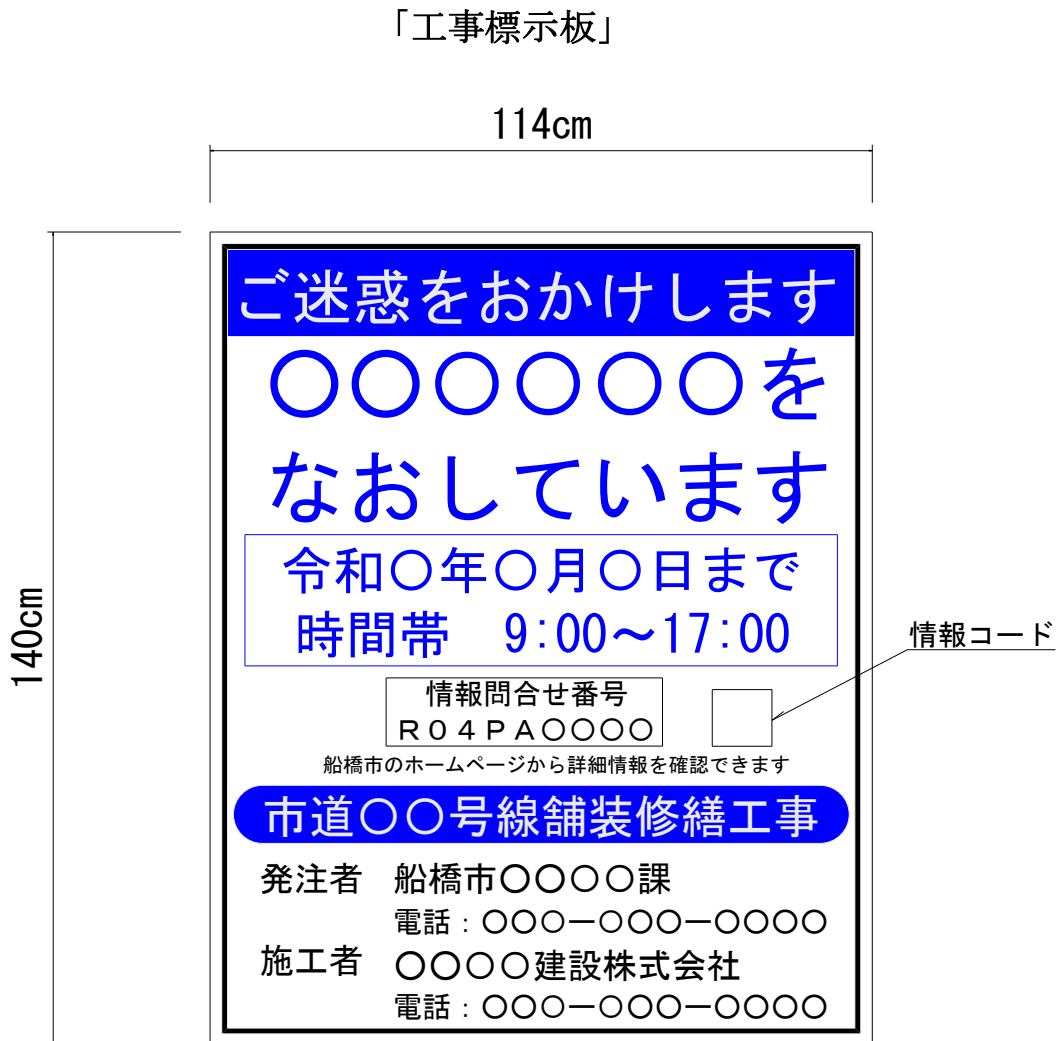
(7) 施工者

施工者及びその連絡先を標示するものとする。

(管理)

- 2 道路工事現場における「工事標示板」は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表 様式 1



別表備考

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、工事名については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
- (3) 「工事の目的」に記載する内容は、別紙1を参考とする。

## 別紙 1

### 道路舗装工事の場合

- ・歩道の段差や勾配を解消しています。
- ・歩道の幅を拡げて歩きやすくしています。
- ・歩道を新しく造っています。
- ・道路の舗装をきれいになっています。
- ・交差点形状を改良して安全にしています。
- ・道路を拡げて安全で便利にしています。
- ・道路に隅切りをつくり、曲がりやすくしています。
- ・路面の排水状況を改善しています。
- ・側溝を新しくしています。

### 下水道工事の場合

- ・〇〇地区の公共下水道管を埋設しています。
- ・〇〇地区の公共汚水柵を設置しています。
- ・〇〇地区の傷んだ下水道管を直しています。